

2024年2月9日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市議会議員 宮崎 栄樹

## 文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条第3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

### 高木上下水道事業管理者の不適切な言動について

令和5年3月6日の市議会本会議一般質問において、高木上下水道事業管理者（以下、「高木管理者」という。）は、宮崎の「管理者は労働組合法で禁止する支配介入行為を行いましたか」との質問に対して、「労働組合法第7条第3号の規定により、不当労働行為として禁じられている使用者による労働組合の運営の支配、もしくは運営への介入等については、該当するような言動は行っていないものと認識しており、管理者として労働組合の運営に対し、何らかの影響を及ぼした事実は一切ございません。」と答弁をした。

高木管理者側が、令和5年10月30日に三重県労働委員会に提出した書面には、「堀山が管理者室において、高木との間で組合役員の人事に関する話をしたこと、その際に高木が、申立人が組合役員の選挙に出ないように言ってほしいという類の発言をしたことがあることは認める。」と記載されている。

令和5年12月12日の市議会本会議一般質問において、宮崎から、3月6日の「言動は行っていない」との答弁と、労働委員会に提出された文書の「発言をしたことがある」との記載が矛盾していることについて見解を問うたが、答弁を拒否した。その後、市議会議長が議会運営委員会の協議結果を踏まえて、「上下水道事業管理者に対し誠実な対応を求めます」と要請したが聞き入れることがなかった。

今回、高木管理者が、労働組合法が禁止する支配介入行為につながる発言を行った事実が明らかになった。管理者として、部下へ違法行為を指示することは、公務員として許されない行為であり、地方公務員法第32条の「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」との規定に抵触するものである。したがって、こ

の件は、三重県労働委員会で審査中であるという理由で放置せずに、伊賀市として内部調査を行い事実関係を明らかにすべきである。

なお、高木管理者については、当時の労働組合委員長を交代させるように上下水道部職員らに働きかけた行為が、労働組合法が禁止する組合への支配介入にあたるとして、三重県労働委員会に申し立てされ、審査中となっている。この件が違法であるかどうかは、別途、三重県労働委員会に審判を委ねることとする。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

- 一 「申立人が組合役員の選挙に出ないように言ってほしいという類の発言」と違法行為を指示する発言を行った意図について、高木管理者の見解を示されたい。
- 二 令和5年3月6日の「言動は行っていない」との答弁と、労働委員会に提出された文書の「発言をしたことがある」との記載が矛盾していることについて、市長及び高木管理者の見解を示されたい。
- 三 高木管理者の違法行為を指示する発言は、地方公務員法第32条に抵触すると考えるが、市長の見解を示されたい。
- 四 高木管理者の違法行為を指示する発言については、市として内部調査を行ってしかるべきであると考えますが、市長の見解を示されたい。

右質問する。